

海外漁業ニュース No.1

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 海洋水産資源開発センター 公開日: 2025-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2014823

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.





海外漁業ニュース 1981.11 No. 1

海洋水産資源開発センター

〒102 東京都千代田区紀尾井町3番27
(剛堂会館ビル6階) ☎(03)265-8301~4

「海外漁業ニュース」発行のごあいさつ 理事長 藤村弘毅

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様ご承知の通り、漁業界は本格的な200海里体制に入り、内外共に多難な時代を迎えていると申せましょう。当開発センターといたしましても創立以来10周年を迎え、この大きな世界の動きに一層適格に対応するため、また、皆様方への情報提供の一助とするため、この度、海外の海洋水産資源開発等に関する速報的情報を掲載した、ニュースレター「海外漁業ニュース」を発行することといたしました。

既に発行し、お届けしております「海洋水産資源開発ニュース」と共に今後ともご支援、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1979年の世界の水産事情（FAO発表）

～1979年の世界漁獲高は、日本及びソ連で減少し、代って開発途上国で増加した。～
出典：Fishing News International, 1980
Sep.

1979年の世界の漁獲高は、1978年の史上最高時に比べ、やや減少した。総体的な見方

をすると、生産物の重要な変化が隠されてしまいが、一応全体の傾向としては生産は着実に上昇している。

FAOの“水産物の生産の現状と見通し”（Fishery Commodity Situation and Outlook Report）の最新号（1979年版）によれば、世界の全水域（海洋、河川、湖沼、農用池等を含む）からの総漁獲高は、1979年に72,418千トン、1978年に73,783千トン、1977年に72,768千トンであった。

また、1975年の69,342千トンから1976年の72,768千トンに増加してからは、ほとんど同じ程度の漁獲を示している。なお、この数字は概数で最終決定数値は、FAO統計年報（FAO Yearbook of Fishery Statistics）で発表される。

ここで断わっておくが、1978年のFAO統計年報Vol. 46の総漁獲高72,379,500トンと発表したのが、中華人民共和国の統計が訂正されて、前記の73,783千トンとなった。

総漁獲高について考察すると、先進国（ソ連、東欧諸国を含む）で約100万トン減少し、開発途上国で同量の増加が記録された事実は画期的なことであり、現在では総漁獲高に占める割合が、先進国と開発途上国で半々となった。しかし、内容を見るとラテン・アメリカで120万トンの上昇で、アジアは変化が無く、アフリカで25万トンの減少を示している。

ラテン・アメリカの漁獲量に貢献している最大の国はチリーで、170万トンから一挙に240万トンと42%の急増、次いでメキシコ36%増、アルゼンチン11%、ペルー7%、ウルグアイ43%の増加であった。なお、ラテンアメリカで1977年に一時的に減少しているが、78年、79年と急速に増加し、特にアルゼンチン、チリーの増加に加えて、ペルーの増加(100万トン)により総計300万トンの上昇を示した。これは、1970年代初期にペルー1国で1,000万トンを超えた水揚量に除々に近づいていることである。

さらに重要なことは、従来水揚量のかかなりの量が非食用に向けられていたが、近年食用向けが急速に増加していることである。

特に、大西洋岸のウルグアイ、アルゼンチンでは食用水産物の増加が著しく、むしろ輸出市場の開発が問題となっている。一方、太平洋岸のチリー及びペルーでは一時漁況異変により極端な漁獲減をきたし、食用水産物の生産が、かつて42万トンも生産されたものが'79年には8.5万トンに激減している。これについてのFAOの説明によれば、まずペルーとキューバの合併事業が終了したこととペルー沖のヘイク(タラの一種)の大量の水揚げにより、大部分をフィッシュミールに加工せざるを得なかったことが原因であるとしている。

現在ペルーでは、冷凍魚生産の拡大を目指し冷凍能力の倍増を計画している。また、ラテン・アメリカ諸国は冷凍魚の生産を拡大し、従来北アメリカに輸出していたものを、今後は欧州にも市場の拡張を期している。また、南アメリカのビルチャード類(イワシの一種)の缶詰産業の発展は、将来缶詰食品市場にも影響を与えるであろう。さらにチリー及びペルーのビルチャードの漁獲の増大が期待され、従来この水揚げは大部分がミール工場向けとなっていたが、最近ペルーの缶詰加工が増大し缶詰輸出も増加している。

南アメリカの水産物生産の増大は、一方において南アフリカの水産業の一層の不振の引き金となっている。即ち'78年には、従来の漁獲高の60%にまで落ち込んでしまった。

メキシコでは、イワシ漁獲高が前年の14.8万トンから本年は19.8万トンに増加し、加えて缶詰生産も増加し、価格も上々であった。

なお、世界の2大漁業国日本とソ連では、かなりの漁獲減少となり、日本では7%(70万トン)の漁獲減となった。特に日本では、200隻余の海外合併事業の進出にも拘らず漁獲が減少し、さらに悪いことには底魚類のうちの重要な魚種の漁獲が極端に減少した。また、ソ連の漁獲は'78年に減少し、'79年も引き続き減って総漁獲高はおよそ860万トン台と推定される。

カナダは増加傾向にあり、本年は145万トンに達した。EEC 10か国の漁獲高は、オランダを除いた各国で減少した。事実従来から水産業への投資の増加と生産の増大の傾向であったアイスランドを除いて、本年の漁獲高が減少し、EEC各国の水産業にとっては経済的にも難しい局面を迎えている。

この報告で世界の水産物の貿易は、一層活発化するであろうとしている。事実'79年の水産物の貿易金額は130億ドルに達し、実際の漁獲高に大きな増加がなかったにも拘らず、貿易額では'70年の3倍に達した。また、数量では'78年をはるかに超えて、増加分だけでも80万トンに達した。増加分の内訳をみると、食用向けは75%、ミールは残りの25%であった。

ミールの生産は、前年4.6百万から4.9百万トンとなった。1979年の総貿易量は生換算で2,500万トンに相当し、総漁獲量の1/3が国際貿易市場に流通したことになる。なお、ミールの貿易金額は'70年代初期は全世界の水産物貿易金額の15%を占めていたが、現在は10%以下に低下した。ところで、1980年の予測では、今後漁獲の急激な増加は期待さ

れない。

その理由として、次のことが考えられる：

- (1) 政治問題。これに関連した時間的なロス
即ち、(a) E E C 内部の水産政策協定締結の遅れ、(b) 漁獲割当量の削減など政治的トラブル、例えばアメリカヤソ連などに見られる問題、(c) 有効な資源量に対する漁獲割当業務の問題協議の困難性。
- (2) 食用魚として重要な資源であるヨーロッパの herring (ニシン)、南アフリカの hake、サバ類、pilchard 及び北西大西洋のサバ類、ラテン・アメリカ沿岸の hake、北部ヨーロッパの white fish、東部太平洋及び東部太西洋のマグロ資源等々の漁獲過剰の徴候または漁獲過剰による資源量の回復の遅れ。

- (3) 部分的には、200 海里経済水域の導入により各国が資源保護に関心を示し、漁獲割当量の削減により資源保護に努めたことが世界の総漁獲量の安定に寄与している。

他方では、欧州諸国の漁船は E E C メンバ—諸国間の資源保護、同配分問題のため 200 海里経済水域外の、従来は漁獲対象から外れていた魚種またはあまり知られていない魚種の開発が進められるであろう。また、太平洋諸島、インド洋は 1980 年には商業的漁船には、特に関心が持たれる海域となろう。さらに、ラテン・アメリカ諸国では商業的漁業資源を、食用向けに利用する一層の努力が払われるであろう。なお、アメリカ及びカナダの底魚漁獲の増大が期待されるが、E E C、スペイン、日本およびソ連の海域における漁獲は減少するであろう。

N Z スルメイカは漁獲過剰でないか

～N Z スルメイカの資源についての考察～

出典：“Catch '80” Oct.

日本の科学者の土井、川上両博士による、

日本のイカの漁獲高と単位当たり漁獲率の変遷およびイカ資源問題についての論説によれば、イカは 1 年で成長、産卵、死亡という 1 年生の生活環をもちイカの雌の 1 腹で 30 万～40 万粒を産卵し、かなりの漁獲強度にも堪えるものと考えられていた。

しかし、日本の最近の漁獲は、1968 年頃の最大水揚げ 67 万トンの半分に減少した。

このことから日本の科学者の多くは、漁獲過剰が原因でこの様な急激な漁獲減になったと考えている。

ところで、日本では 1950 年代までは、簡単な数本の釣針を付けた手釣りであったが、1956 年頃から 20～40 個の凝餌釣を付けた自動いか釣り機が導入され、1964 年頃からは本格的に使用されるに至った。

また、1900 年以前は 2～3 人乗りの沿岸小型漁船でいか漁業が行われていたが、遂次大型に向い、1935 年頃になって 15 トンクラスのいか漁船が出現するに至った。

第 2 次世界大戦後、1960 年代に 25～30 人の乗組員が乗船できる大型いか漁船 (70～80 トン) が導入され、さらに 1960 年代後期から 1970 年代初期にかけて 100 トンを超える大型漁船が他の漁業から、収益性の高いいか漁船に転換し、大型いか漁船が急激に増加した。

上記のいか漁船の大型化への変遷について表 1 に示した。この表でみると、無動力いか漁船の急速な減少、3 万余隻の 10 トン未満の動力いか漁船と 100 トン以上 (大部分 200 トン～500 トンの大型船) のいか漁船の急速な増加、そして 50～100 トン級の著しい増加が目立っている。

次にいか漁業に画期的な変化をもたらしたのは、1965 年に魚探の導入によりイカの魚群の発見が容易になり、漁獲量が著しく増大したことである。これに加えて 1972 年から船内冷凍装置の据付けによって、さらに大型化が進み航続距離が著しく増大し、漁場が大幅に拡大されたことである。

上記のような漁獲能力の大幅な増大によって、1968年には漁獲高67万トンのピークに達したのであるが、その後、徐々に漁獲が減少している。しかし一部の海域、たとえば日本海北部などでは1972年まで漁獲が上昇していたが、その後減少に向い、特に1976年からは資源的にも減少を示してきた。

そこで、日本政府はある海域で大型いか漁船の規制、許可隻数および漁期の制限、さらに集魚灯光力の制限を実施し資源回復に努めた。土井、川上両博士は、日本のイカの漁獲高がピーク時に比し急激な減少をしたこと、そして資源量も7分の1に減少している現状を数学的に解析している。両氏は、漁獲努力量を最盛期の40%までに制限すべきであると結論を下している。

『NZのいか漁業の現状について』

NZの漁業調査局の科学者は、NZのいか漁業の現状について、まず1972/73の漁期に日本のいか釣漁船が入漁した年次からの外国いか漁船の漁獲高、漁獲努力量等について慎重に分析を行っている。そして、日本における大型いか漁船の進出によって日本のイカの漁獲高の減少をもたらした現象が、NZのいか漁業にも同様なことが起るのではないかと、NZのいか釣漁業の現状はどうかと検討しているところである。

1972年に日本のいか釣漁船が入漁して以来、1980年5月までの間に日本、台湾、韓国から多くのいか釣漁船が合弁および入漁をし、これらの漁船によってNZ沿岸で合計20万トン、さらにトロール漁船によってこの同じ期間に15万トンの水揚げがあった。そして、年間平均でみると3.5～4万トンで、1979/80年漁期には8万トンの水揚げがあった。

また、単位努力量当たり漁獲量(船別、1漁獲日当たり漁獲量)は、明確な原因は分らないが、かなりふれが多い。

単位努力量当たり漁獲高の少ない年は、1.55トン(1973/74漁期)、多い年は3.8

～3.9トン(1972/73及び1977/78漁期)であった(表2参照)。

NZのいか漁業の漁獲高および単位努力量当たり漁獲量の変遷について考察すると、'72/'73漁期および'77/'78、'79/'80の各漁期の単位努力量当たり漁獲量の増加は、それぞれWestport, Banks Peninsula および Stewart 島における新漁場の開発によって増加したものであり、現状では漁獲過度の問題は起きていない。

ところで、'72/'73漁期に Westport 漁場が開発され単位努力量当たり漁獲量が大きく増加したが、その後3年間は漁獲が少なかった。

しかし、'76/'77漁期および'77/'78漁期にかけて回復し、再び'78/'79漁期に減少している。

これがまた、'79/'80漁期には回復している(表2参照)。この'79/'80漁期の回復は、過去2年間漁船が主として東海岸に集中的に出漁し、西海岸の Westport 漁場から遠ざかっていたことがこの海域の資源量の回復を促し、'79/'80漁期に Westport 漁場での漁獲の増加によって、単位努力量当たり漁獲量の増大につながったものと考えられる(表3参照)。

また、Banks Peninsula 海域において、'77/'78漁期に単位努力量当たり漁獲量は増大したが、'78/'79漁期には急激に漁獲が減少し、さらに'79/'80漁期にはイカの漁獲は、ほとんど皆無に近い状態となり、代わって'79/'80漁期には、以前はほとんど漁獲の無かった Stewart 島周辺で漁獲されたのである。さらに、北島の西海岸 Egmont 岬沖の1980年4月～5月に、イカの死亡率が非常に高かったことを指摘せねばならない。通常、この海域ではこの時期(秋期)に、産卵期のイカが多量に漁獲される。

今年は、12月～1月にかけて Westport 沖で異常に多量の漁獲があったが、この海域

では極く少量の漁獲であった。

結果的にみて、NZにおけるイカ釣漁業の総体的CPUE（1船当たり1日当たり漁獲量）は、2.21トンを中心に上下しており、要は漁獲努力量の増減によっている。しかしながら、沿岸の地元漁民による漁獲高とCPUEの資料によれば、3年間漁獲努力量を低く抑えてイカ資源を回復するための努力をしており、これの繰り返しを行っている。

上記のことは、年次別の資源量の新規加入群の大小によるのか、あるいは漁獲過多によるものか、まだ明確にされていない。

しかし、このことは日本におけるイカ資源問題の経験に照してみても、十分な注意をもって観察を続けることが必要で、漁獲過度の傾向が明らかになるようであれば、いつでも漁獲努力量の制限が実施できるよう準備しておくべきである。

表1 日本近海におけるいか釣漁船着業隻数

年次	無動力船	0～3 t	3～10 t	10～30 t	30～50 t	50～100 t	100～ t
1965	6128	22695	4875	1680	484	202	8
1970	2060	21523	7233	3274	741	803	81
1975	335	20245	10578	1781	595	1243	192
1977	213	19405	12164	2049	498	1195	226

表2 NZ海域における日本、台湾、韓国のいか釣漁船による1972～80年間のイカ漁獲とCPUE

年次	1972/73	73/74	74/75	75/76	76/77	77/78*	78/79*	79/80*
漁船数	72	157	154	138	135	130	174	182
操業日数	3452	9605	11939	12918	12437	10900	16000	16074
漁獲高(t)	13532	14856	19201	20977	26296	41750	25000	40300
CPUE (t/1船1日)	3.92	1.55	1.61	1.62	2.11	3.83	1.58	2.51

*印は未確定数である

表3 NZの東西両海域における日本のいか釣漁船のCPUE（1日1漁船当たり漁獲量）（1972～80年）

年次	1972/73	73/74	74/75	75/76	76/77	77/78	78/79	79/80
西海岸	3.92	1.55	1.62	1.63	2.14	3.17	1.15	2.57
東海岸	—	—	—	0.50	1.97	5.98*	1.83	3.40**

*印は、Banks Peninsula；**印は、Stewart島での漁獲である

日本へのイカ輸出についての最善策 といか漁業の合併事業についての考 え方

出典：“Australian Fisheries” 1980 .

12月号

日本のいか漁業の現況、イカの加工処理、日本のイカの輸入の現況を説明し、日本におけるイカの消費状況および価格の現況について記述している。

豪州のいか漁業に対する日本の輸入業者、加工業者等はNZのイカについては良く知っているが、豪州産についてはNZ産ほど有名でなく、価格の点においても10%安いのが現状である。このような現況に対し、日本のイカ市場の視察後の豪州いか業界としてどのような対策を立てるべきか、また豪州のいか業界の発展に対する施策についても検討している。

1. 日本のイカ市場には刺身に利用されるよう鮮度の良いもの、したがってトロールでなくいか釣によって漁獲し、取り扱いに注意し鮮度の良い“刺身”原料となるものに、重点をおくことが大切である。

特に、豪州産イカは“刺身”に適しているので、この点に留意せねばならない。

2. 豪州におけるイカの加工について、調査団が日本の加工業者に意見を聴取したところ、豪州で日本向けのイカ加工は困難である。その理由は、日本独特の加工方法で、採算的にも引合うかどうか問題であると言っている。しかし、ただ1つだけ半乾燥品の“ダルマ”は日本で第2次加工品の原料となるが、この“ダルマ”は豪州でも製造が可能であり、採算的に引合うかどうか検討すべき課題である。

注) この報告は、豪州調査団からの日本のイカ市場の視察報告と、豪州のいか漁業の開発に対する考え方を記している。

3. 豪州のいか漁業を発展させるためには、釣漁業による開発が大切である。このために豪州のいか釣漁業の開発が進むまで、当面外国船との合併により、資源の情報や開発技術を取り入れる必要がある。

4. 調査団は、上記の諸問題点に立脚して、次の6つの勧告を行った。

- (1) 豪州船により漁獲されたイカは現在日本の魚市場に水揚げの際には、関税問題と割当(Quota)との両面から制限を受けているが、日本船の漁獲物の水揚げと同様に取引扱われるべきで、豪州政府から日本政府に強く申し入れるようにされたい。
- (2) 調査団は、日本船との合併事業の契約に際し、イカの加工に関する可能性調査を実施することによって生ずる損失を補償する優遇策を講ずるため、許可料に加工調査費を包含するようにされたい。
- (3) 豪州船および外国船のいか釣漁船が、船上で加工したり、豪州の漁港に水揚げし登録している加工場でイカの加工を行う時には、豪州政府の設定した輸出検査から除外してもらいたい。その理由は、輸出先国での検査規定に従わねばならないからである。
- (4) 外国のいか釣漁船に対する海域制限を行う必要がないと考える。例えば、1979年の規制はイカの資源に関する情報を得るためのもので、日本の漁船は情報を積極的に提供しているので、あえて規制しなくてもよい。調査団も同感である。
- (5) 外国いか釣漁船が、豪州のいか漁業開発の目的で合併事業を行っている場合には、沿岸漁民に悪影響のない限り、豪州の距岸3海里の沖合までの海域でイカの漁獲をしてもよい。
- (6) 豪州の沖合で年間操業を行う合併事業には、特別の優遇措置を講ずる必要がある。また、漁期外には海域外で操業ができるようになっている合併漁業にも優遇措置が講ぜられるべきである。

NZの水産業の発展には、業界あげての“まとまり”が最優先されねばならない

出典：“Catch '81” 6月号

この講演は、去る5月下旬(1981年5月)にオークランドにおけるNZ漁業者連合会総会において、漁業大臣 Mr. Macintyre が行ったものの要旨の報告である。

大臣は、次のように述べた。「政策の立案あるいは行政実施にあたり国家によりよい貢献をもたらす為に、どのような施策が要請されているかを検討し、それらを立案、実施するための最善を尽くすことに、政府と政府職員は専心している。」

「私は、国家利益を最優先させねばならないと思う。そして、あまりアカデミックなものでなく実質的なものであろう、ときには個々の漁業者には、譲歩してもらうこともあり得るということもよく理解している。そうではあるが政府は、常に個々の漁業者に、できるだけよい環境を与えるよう努力し、関係する大部分の人に犠牲を与えないように努力している。」

昨年の総会における大臣の警告で、各集団毎の対立、即ちNZの漁業者と外国船との対立、大型漁船と小型船との対立、ロブスター漁業者と他漁業者との対立、連合会会員と乗組員(Share Fisherman)との対立、漁業者と加工業者の対立、政府と漁業関係者との対立は、漁業発展には利益にならないことを力説したが、今回の講演でも繰り返し強調した。

『NZ水産業の飛躍的な発展』

NZの水産業の過去10年間の発展は、国家に対しても大きな貢献をしていることは、疑う余地もない。即ち、過去10年間のNZの水産物の輸出額は、17.3百万ドルから162.4百万ドルと飛躍的な増加を示したことで明らかなである。

このような急増の内容をみると、まさに新しい産業という概念までに発展したこと、今までに聞いたこともない新魚種の開発、さらには経済調整等の結果である。

部門ごとの発展の現況をみると、沿岸漁業の最大限までの開発の進展、他方遠洋漁業では合併事業および外国漁船による開発の進展で、この遠洋漁業の発展は金額的にも大きかった。将来NZの漁船によって、これら合併事業や外国漁船にとって代わる機会もあろう。

『海洋法について』

従来NZの漁業者が、その存在すら知らなかった新魚種について、外国漁船や合併事業の漁船が資源の開発を進めてくれた魚種、そして我が国の漁船でその漁種の最適漁獲量を実現できない魚種については、海洋法で外国漁船にも漁業に参加できるように要請されており、わが国としても賢明な配慮をするべきであろう。

そして、合併事業はNZに漁獲物の水揚げ、水産物加工等の労働市場を提供するという利益をもたらす。しかしながら、これら合併事業の漁船および乗組員、さらには製品の輸出市場等についてのNZ化を進めることは、複雑なことである。事実NZとしても合併事業や入漁権を与えられた外国船に対し、無理押しはできないであろう。もし外国の資本が、この競争にあまり興味がない場合には、入漁料の収入減が生じ、漁獲による収入、調査開発による利益、NZ側からの船の提供や船の修理等事業実施による利益も失うであろう。

大臣は、水産業評議会(FIB: Fisheries Industry Board)及び西部沿岸漁業者が、ホンマグロの漁獲技術や加工技術の修得、市場の開拓等に積極的な努力を傾注していることに、大いなる賞賛の言葉を与えている。そして、わが漁船が外国船との競争下で、NZの水域からの締出して成功しているのである。

また大臣は、東部海岸において日本漁船に代わって、この水域で90隻のNZの漁船が活

躍する日を待ち望んでいる。

そして将来、総許容漁獲量に達する漁労作業、水産加工業、販売業の一切をNZ側でとって代わり、かくして外国の入漁船および合併事業の漁船をNZ水域から、締出すことが可能となるであろうとしている。

『乗組員の問題』

合併事業の漁船の乗組員を地元漁船員が交代することであるが、年に一割ずつ地元漁船員に置き換えることができないかという点についても、まだ誰も断言できないでいる。

地元乗組員の養成での問題点は、先ず言語の問題、船室の問題、航海日数の長いこと等である。また、一つの考え方として、5人の漁業者で1隻の漁船を共同使用し、乗組員は全員NZの人を乗船させ、歩合制で漁業経営を行うこともよいのではないかと、大臣は推奨している。もし外国のパートナーが引き揚げた場合、NZの漁業者の中でこれに代わってやろうと言う漁業者は何人いるだろうか、特に“E”海域での操業ではどうだろうか、大臣は反問している。

問題は、長い航海日数を要することである。

この件について、つい先般日本から帰り、この会議に列席する為に Auckland に来た、タスマニア漁業開発局総裁 Ron Mackay 氏が解答を与えている。

日本のホンマグロ (Bluefin tuna) 漁船が長期航海をする為、NZの調査員や乗組員が乗船をきらうことは、合併漁業会社にとっても政府にとっても大きな問題である。これに加えて、燃費の高騰などで厳しい問題となっている。

NZの漁業者に対し投資を促進し、大陸棚の縁辺およびその外側の“サバ／バラクータ地帯” (Mackerel/Barracouta belt) に進出するために、“大型資本の投入”(A quantum leap)を推進しなければならないと、大臣は強調している。

南西太平洋の遠洋沖合の漁業開発には“飛

躍的大型投資”(A further quantum leap of much greater magnitude)が、必要であるとも力説している。このような膨大やその他の漁業投資は手品や納税者のポケットから出てくるものではなく、先ず外国企業との合併事業およびNZ漁業者自身が積極的に合併事業に参加し、逐次参加の範囲を拡大していくことである。そして明年も合併事業の操業状況について、見つめていかなければならない。

『小売市場問題』

NZの魚の卸売市場および小売市場等の魚の流通機構は、全く取り残された未発達の状態である。ある新しい魚種についてFIBが積極的な啓蒙運動を行い、大衆にアピールしている。しかしながら、家庭の主婦が魚を買うのにどの程度理解しているかが問題で、彼女達がスーパーマーケットで肉と魚を比べて選択する時に、肉類にはとても対抗できないのが現状である。

ところで、Talley氏が今回ウェリントン市にスーパーマーケットを開設し、その魚売場に払った努力に対し敬意を表するもので、みんなもこれに見習って欲しいものである。

そして、その水産物商品の品質、陳列の方法等は在来魚商店とは比べものにならない程すばらしいものであると、大臣は強調している。

外国の漁船あるいは合併事業の漁船は往々にして悪魔のようにとられがちであり、連合会においても、これらの外国漁船に対するいろいろな問題について、会議においても関心と呼んでいるこの事項は、議題としても高く位置づけ討議されるべきであると大臣が指摘している。一方、連合会も新聞報道等にあまり正確でない数字を提供したりして論争しているが、これは問題である。

その一例としてNZ Herald紙の記事に、現在ソ連からの入漁許可船、合併事業漁船およびソ連の自前船の合計20隻のトロール船がNZ海域にて操業しており、彼等はトロール

で獲った総漁獲高の70%のヒレ魚をNZに水揚げしていると、証拠もなしに申し立てている。

しかし、この内容の正確な事実を述べると昨会計年度中の合併事業の漁獲は、大部分NZ南島の東部および南部沖合で漁獲されたorange roughy と oreo dory である。

ソ連漁船の漁獲はE海区からのものあり、日本漁船はD,E,F及びH海域で操業し、漁獲の大部分はE海区からのものである。

今年の合併および入漁船の総漁獲高は20,576トンであった。このうちソ連の分は5,528トンで、これは外国船の全漁獲高の26.87%に過ぎないのである。

『組合活動のあり方』

もし漁業者が沖合、遠洋漁業に従事することを希望されるならば、皆様自身で組合活動について考慮されねばならないでしょう。

そして、NZ漁業者間での資源のプール制をしっかりと組み立てなければならぬでしょう。

漁業者の中に率先してこの仕事を進めようとする人や有効な施策を考えている人達があれば、政府も積極的に意見を傾聴し、かつ支援を惜しまないものであります。

なお、多数の漁業者の個々の意見は単なる“かもめの大合唱”(squawking seagulls)でしかなく、これを一体にまとめ業界1本の強力な意見として提案されるよう、大臣は希望している。

NZ漁業者連合会総会における会長Mr. Collins の挨拶

出典：“Catch '81” 6月号

私は先ず最初に、漁業大臣が祝詞の中で強調された業界の統一と業界の一本化について、特に配慮をして参りたいと存じます。

さて、昨年度の合併事業についてみるに、

各種の問題に遭遇しながらも、NZの漁業開発に大きな貢献をもたらしたことを喜びとします。しかし、問題は合併事業の漁船乗組員を近い将来、ソ連船も含めNZの乗組員で交代せねばなりません。

もし外国漁船が、このための準備を怠るようなことがあれば合併事業の協定の違反にもなり、我々としても彼等との合併を希望しないでありましょう。そのときは、彼等は引き揚げざるを得なくなりましょう。ある人はNZの漁師を合併事業の漁船員に置き換えることができるだろうかと疑問をもたれるかも知れないが、すでにNZの漁師が厳しい海上での長期にわたる仕事を現にやりぬいていることを想起していただきたい。

合併事業の漁獲物が地元市場に販売されて問題を起しているのではないかと言うことについて、重大な関心を持っています。

しかし、これについてはFIB(水産業評議会)の調査では、どうなっているのかと問い合わせましたところ、FIBのMr. Jarmanによれば合併事業が地元市場に魚をダンピングし地元漁民に損害を与えた場合、厳しい罰則があり、これで十分に防げるので大丈夫だと答えています。

『水産行政について』

私は、われわれ業界が経験を生かして漁業局および漁業調査局に対し協力することが、最も重要な漁業行政推進の途であると存じます。そして、目下立案中の漁業規則も私共の協力によってこそ立派に遂行されるのであります。連合会は、漁船を水産関係以外から調達するための買戻し計画(buy back scheme)について検討しています。しかし、これにはいろいろな問題があることが分っています。

特に政府が沿岸漁業における減船問題をできるだけ安上りに実施し、経済摩擦を避けたいという考えを強めていることであります。

私は、水産業界が過去に多数の漁船を投入し、その結果漁獲過多を引起した過失に対し、

誤りを正そうとしていないと思います。

このためには新しい漁業規則を作り、商業的漁業者が沿岸漁場から引き上げるだけの犠牲を払うべきだと思います。

私は外国漁船による漁獲過多により沿岸漁業者の漁獲が減った事についても、重大な関心を持っております。即ちリング漁業についてであります、この漁業は、政府の考えているような収益性の高いものではありません。

現に、リング漁業は大規模な漁業形態で多量に漁獲したこともあるが、長期にわたり集中してやれる漁業ではありません。それが証拠に、外国漁船や合併事業の漁船がChatham Rise や Puysegur Bank で、時に良い漁獲をしたこともあったし、また西海岸でも良い漁獲がありました。しかし、現在これら漁船はどうなったでしょうか。雑誌 Catch によれば昨年はNZ海域では、たった1隻の韓国の底延縄漁船が操業したに過ぎないと報告しています。

そして、Noel H. Rudkin 社が延縄漁業を行う計画を進めている現状は私の想像では、取り残されたリングを漁獲するのに経費も少なく、容易な漁法に切り換え、資源の回復を待とうということだと思います。

強力な陳情の結果、外国漁船、合併事業の漁船を Tasman 湾から締め出すことができましたことは、地元漁船にとって大きな効果を与えることとなり、イカの市場価格も好転し地元漁船が積極的にいか漁業を行うようになりました。

『漁業調査について』

連合会としては、外国漁船とくに日本漁船が、NZの水域で数々の漁業調査を行っていることに大きな関心を寄せています。このような調査は、NZの漁船で行われるべきであります。私共は漁業局および漁業調査局の職員の不足と予算の削減によって、その事業遂行に支障をきたしていると言われていたことに重大な関心を寄せています。業界としまし

ては、NZの経済に寄与するためにも両局の事業活動の拡大のために最善の支援をしたいと存じます。そして政府も、重要な漁業関係プロジェクトの遂行や漁業調査のための充分な予算、人員の確保に努めるべき時と存じます。

『漁獲物の品質の向上について』

水揚げされる生鮮魚の品質の向上について注意を喚起したいと存じます。水揚げされる魚の鮮度が落ちては、海外の市場で良い値段で販売されないでしょう。私共は、海外市場で最高の値段がとれる良質の水産物を生産するよう技術を向上させねばなりません。

このために、200海里水域内の大型漁船の乗組員の訓練コースが是非必要であります。また、遠洋漁船の船長、航海士、トロール船一等機関士が不足しており、NZの人々に是非これらの資格を取得してもらいたいと存じます。訓練についてのある1つの問題点は、訓練に参加する人達に対する生活費補助が打切られたことであります。一般に訓練中の補助金が失業手当よりも少なかったケースが多かったので、訓練を受けようとする勇気を失ってしまうという事実があります。

F I Bも2つの深刻な問題を抱えています。第一は指導教官の不足、第2は漁業者に対するきょ出金の割当の件であります。

連合会はF I Bから強力な支援を得ているのでありますが、会員の皆様にはこの点がよく理解されていないのであります。F I Bの重要な仕事の一つは、水産業界の発展と向上で、F I Bはこの事業に対し絶大な努力をしていると私は信じております。F I Bは数多くの会合を開き、またF I Bの職員は、業界のために最善を尽していることも事実であります。さらに連合会は、会員達で決定しようとする事項あるいは事務局が決定した事項のうち、重大なものについては投票によって決めることを強調しました。そして事実 Raglan および Gisborne 支部では、きょ出金の軽

減について投票によって決定した。もし、商業的漁業者についても上記の民主的な投票制が実施されなかったなら、きょ出金の軽減も進まなかったであろうとF I BのMr. Jarmanは言明しております。

『期待もてる水産業界』

挨拶を終るにあたり、私はわが国の水産業は長期的にみて、明るい希望がもてると存じます。そして水産資源量について明確に分っていないだけに、資源量を正確にするまでは決して漁獲過多にならないように、また資源を損傷しないよう十分に注意しなければなりません。特に水産資源は自然物であって、個人の所有物ではないのであります。この貴重な資源を、子々孫々に大切に保存してやらねばなりません。